【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年５月１日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　橋本　幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	坂井　瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック世界分散投資ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	５兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック世界分散投資ファンド
（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当り１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

５兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年５月２日から2026年10月30日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（９）【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」で払い込みください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日

・ロンドン証券取引所の休場日

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　「ブラックロック世界分散投資ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

②　当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合に属しています。下記は、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　　　） 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、不動産投信、商品）資産配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （適時ヘッジ） なし

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、または実質的な投資対象としての商品等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、商品）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式・債券・不動産、または実質的に商品に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを適時行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人資産運用業協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

③　信託金の限度額は、５兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの特色

ａ．主に内外の債券、株式、不動産投資信託証券（以下「リート」という場合があります。）および商品の各資産の市場の指数や指標に連動する運用成果を目指すマザーファンドやブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ＥＴＦ等」といいます。）を投資対象※とします。

※投資対象とするマザーファンドおよび上場投資信託証券を、以下「投資対象ファンド」といいます。投資対象ファンドについては、後述の追加的記載事項「投資対象ファンドの概要」をご覧下さい。

■　当ファンドは以下の市場を投資候補とします。

	国　内	海　外*1
債　券	国内の債券市場	海外の債券市場*2
株　式	国内の株式市場	海外の株式市場
リート	国内のリート市場	海外のリート市場
その他	商品市場	

*1　新興国も含みます。
*2　ハイイールド債券を含む社債市場等も含みます。
※　必ずしも上記のすべての市場に投資するとは限りません。

■　有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

ｂ．各資産への投資割合および組入外貨建資産に対する為替ヘッジの比率は、委託会社の判断により機動的に変更を行います。

■　委託会社の判断に当たっては、市場の収益機会や外国為替動向、並びにファンドにおけるリスク分散、為替変動リスクおよび運用の効率性等を勘案します。

■　外国為替の予約取引の活用は、ヘッジ目的に限定します。

c．運用プロセス

運用者の知識や経験に基づく分析・判断（定性分析）と、市場のデータやモデルを用いた分析（定量分析）の双方を用いて、資産配分比率を決定します。

〔イメージ図〕

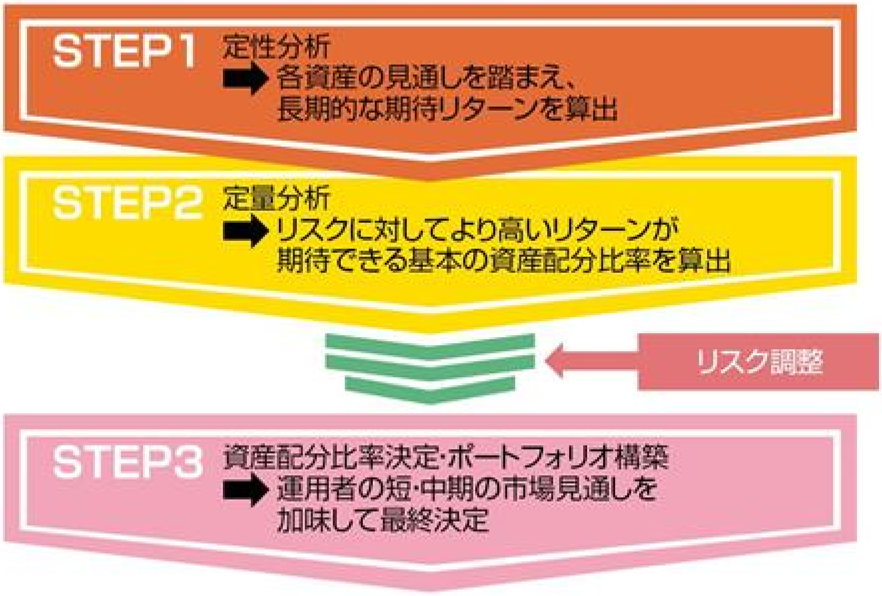

※　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※　運用プロセスは変更となる場合があります。

d．当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

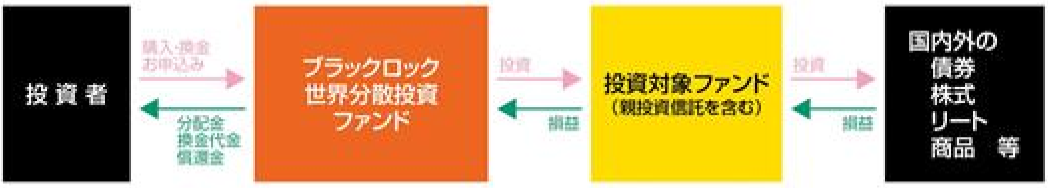

（追加的記載事項）

投資対象ファンドの概要

以下の投資対象ファンドは、各々のベンチマークに連動する運用成果を目指すインデックスファンドです。

マザーファンド

ファンド名	投資対象市場	ベンチマーク
国内債券インデックス･マザーファンド	国内債券	NOMURA－BPI総合
先進国債券インデックス･マザーファンド	海外債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)
ハイイールド債券インデックス･マザーファンド	海外債券	マークイット iBoxx米ドル建てリキッド･ハイイールド･キャップド指数(円換算ベース)
国内株式インデックス･マザーファンド	国内株式	日経平均トータルリターン･インデックス
先進国株式インデックス･マザーファンド	海外株式	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)
新興国株式インデックス･マザーファンド	海外株式	MSCIエマージング･マーケッツ指数(税引後配当込み、国内投信用円建て)
国内リート･インデックス･マザーファンド	国内リート	S&P J－REIT指数(配当込み)
先進国リートインデックス･マザーファンド	海外リート	S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)

上場投資信託証券

ファンド名	投資対象市場	ベンチマーク
iShares 1-3 Year Treasury Bond ETF	海外債券	ICE US Treasury 1-3 Year Bond Index
iShares 3-7 Year Treasury Bond ETF	海外債券	ICE U.S. Treasury 3-7 Year Bond Index
iShares 7-10 Year Treasury Bond ETF	海外債券	ICE U.S. Treasury 7-10 Year Bond Index
iShares 20+ Year Treasury Bond ETF	海外債券	ICE U.S. Treasury 20+ Years Bond Index
iShares TIPS Bond ETF	海外債券	ICE US Treasury Inflation Linked Bond Index (USD)
iShares Floating Rate Bond ETF	海外債券	BBG US Floating Rate Notes 5 Yrs and less Index
iShares Core UK Gilts UCITS ETF	海外債券	FTSE Actuaries UK Conventional Gilts All Stocks Index
iシェアーズ ドイツ国債 ETF(為替ヘッジあり)	海外債券	FTSEドイツ国債インデックス(国内投信用、円ヘッジ･円ベース)
iShares Germany Govt Bond UCITS ETF	海外債券	Bloomberg Germany Treasury Bond Index
iShares iBoxx $ Investment Grade Corporate Bond ETF	海外債券	Markit iBoxx USD Liquid Investment Grade Index
iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	海外債券	J.P. Morgan EMBI Global Core Index
iShares iBoxx $ High Yield Corporate Bond ETF	海外債券	Markit iBoxx USD Liquid High Yield Index
iShares Core S&P 500 ETF	海外株式	S&P 500 Index
iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	海外株式	FTSE 100 Index (Net TR GBP)(GBP)
iShares Core DAX® UCITS ETF (DE)	海外株式	DAX®
iShares MSCI Australia UCITS ETF	海外株式	MSCI Australia Index
iShares MSCI Emerging Markets ex China ETF	海外株式	MSCI Emerging Markets ex China Index
iShares Global REIT ETF	海外リート	FTSE EPRA Nareit Global REITS Net Total Return Index

※上記の投資対象ファンドは、委託会社の判断で追加、除外または変更となる場合があります。
※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来変更となる場合があります。
※当ファンドにはベンチマークはありません。また当ファンドは上記の投資対象ファンドすべてに投資するものではありません。
※上記の投資対象市場は前述の「ファンドの特色」での市場名に準じた市場名で記述しています。

マザーファンドの各ベンチマークの著作権等について

■NOMURA－BPI総合

NOMURA－BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、同社)が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。

■FTSE世界国債インデックス（除く日本）

FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数

マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、マークイット・インディセズ・リミテッド(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■日経平均トータルリターン・インデックス

日経平均トータルリターン・インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社(以下、同社)に帰属します。同社は本商品を保証するのもではなく、本商品について一切の責任を負いません。

■MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■MSCIエマージング・マーケッツ指数

MSCIエマージング・マーケッツ指数は、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P J－REIT指数(配当込み)

S&P J－REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（２）【ファンドの沿革】

2014年５月28日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2017年５月３日	各マザーファンド名称を変更 「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から「国内債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」から「先進国債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック・ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」から「ハイイールド債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」から「国内株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」から「先進国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」から「新興国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」から「国内リート・インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」から「先進国リート・インデックス・マザーファンド」へ
2018年５月３日	ファンド名称を「みずほインデックス投資戦略ファンド」から「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」へ変更
2024年５月３日	・ファンド名称を「ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド」から「ブラックロック世界分散投資ファンド」へ変更 ・ファンドの投資形態をファンド・オブ・ファンズ方式に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

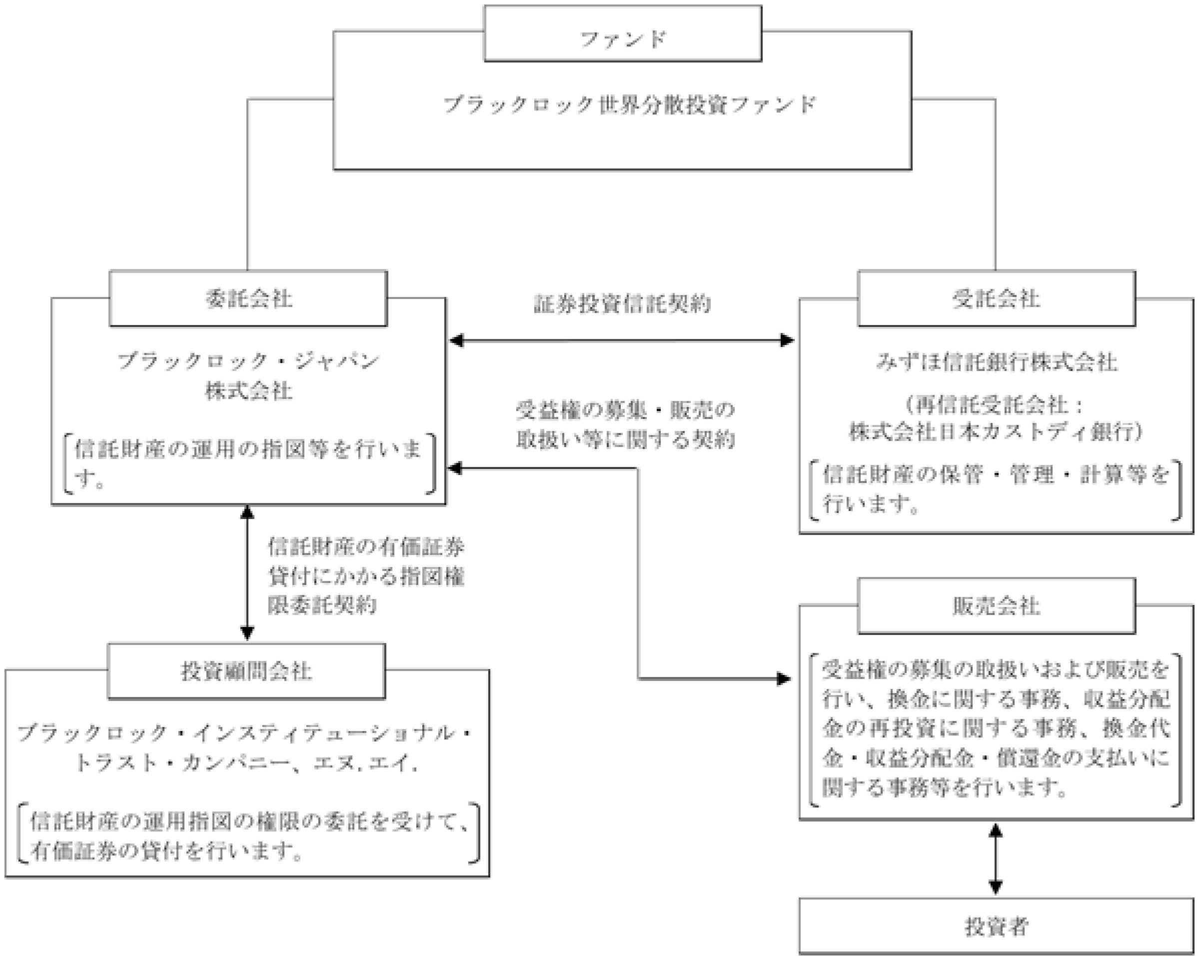

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

ｃ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

2026年１月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

ａ．資本金　　　　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 主として、内外の債券市場、株式市場、不動産投資信託証券市場または商品市場を代表する指数または指標に連動する運用成果を目指すマザーファンドおよびＥＴＦ等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

② 上記資産への投資割合および組入外貨建資産に対する為替ヘッジの比率は、市場の収益機会や外国為替動向、並びにファンドにおけるリスク分散、為替変動リスクおよび運用の効率性等を勘案し、委託会社の判断により機動的に変更を行います。なお、外国為替の予約取引の活用はヘッジ目的に限定します。

③ マザーファンドの受益証券への投資は、別に定めるマザーファンドの受益証券の中から委託会社の判断により決定します。また、投資するＥＴＦ等は、上記の投資方針を勘案して、委託会社の判断により決定します。

④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

＜参考＞　各マザーファンドの運用の基本方針

国内株式インデックス・マザーファンド

― 運用の基本方針 ―

１．基本方針

この投資信託は、日本の株式市場を代表する指数（日経平均トータルリターン・インデックス）に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本の株式等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 日本の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 株式以外の資産（他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑨ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

先進国株式インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

①　日本を除く先進国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

②　効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥　一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的

３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

新興国株式インデックス・マザーファンド

― 運用の基本方針 ―

１．基本方針

この投資信託は、新興国の株式市場を代表する指数（MSCIエマージング・マーケッツ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

新興国の株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 新興国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
② 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。
③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。
　１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
　２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
　３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

国内債券インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

円建ての債券等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。

② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的

３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

先進国債券インデックス・マザーファンド

― 運用の基本方針 ―

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。
③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。
　１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
　２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
　３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ハイイールド債券インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数（マークイット iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数（円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。

(２)投資態度

①　米ドル建てハイイールド債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

②　効率的な運用を目的として、ハイイールド債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

①　株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥　一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的

３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

国内リート・インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P J-REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的

３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

先進国リート・インデックス・マザーファンド

－ 運用の基本方針 －

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

２．運用方法

(１)投資対象

日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(２)投資態度

① 日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

② 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。

③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(３)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。

１．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的

３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

（２）【投資対象】

①　投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．金銭債権（ａ．およびｃ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ｃ．約束手形

②　投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として別に定めるマザーファンド（特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指すマザーファンド）の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指す上場投資信託証券）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．国債証券

ｂ．地方債証券

ｃ．特別の法律により法人の発行する債券

ｄ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

ｅ．コマーシャル・ペーパー

ｆ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｇ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、ａ．からｄ．までの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③　投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部（10名程度）が担当いたします。
マルチアセット運用部が、ブラックロックのアセットアロケーション運用を担う世界各国の運用チームから得られる情報も活用し、当ファンドの運用を行います。

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

<u>ブラックロック・グループ</u>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約14.0兆米ドル*（約2,200兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。
当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。
＊ 2025年12月末現在。（円換算レートは１米ドル＝156.745円を使用）

（４）【分配方針】

① 収益分配方針
年１回の毎決算時（８月２日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ｃ．留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③　収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ｂ．時効

投資者が、ａ．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

①　当ファンドの約款で定める投資制限

ａ．投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

ｂ．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ｃ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ｄ．デリバティブ取引の投資目的による使用制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）を行いません。

・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ｅ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｆ．公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

ｇ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｈ．資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｉ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

②　投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．資産配分リスク

内外の株式、債券、不動産投資信託証券および商品等の市場に機動的に投資するアプローチを取ります。したがって、投資対象資産の配分比率は機動的に変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の機動的な変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

ｂ．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｅ．低格付債券への投資リスク

信用格付が低い、または格付されていない公社債にも投資します。これらの種類の公社債はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付が比較的高い公社債に比べてより投機的であり、価格がより大幅に変動したり、債券投資の元本回収や金利収入が不確実になるリスクも大きくなり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｆ．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。為替変動リスクの低減を図ることを目指し、外貨建資産に対して為替ヘッジを行う場合がありますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。為替

ヘッジを行わない部分については、為替差損が生じることがあります。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｇ．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｈ．流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｉ．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｊ．商品市場への投資リスク

商品指数に投資します。商品指数は各種商品の価格動向に伴い変動します。商品の価格は、それらの需給関係や為替、金利、天候、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。また、商品市場への投資は実質的に商品先物取引を活用して行います。

ｋ．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

ａ．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

ｂ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

ｃ．ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

ｄ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｅ．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合
・商品価格の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、商品取引市場動向が不安定になった場合
・投資対象とするＥＴＦ等の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ＥＴＦ等の上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f.収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比

べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2)リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年2月～2026年1月）

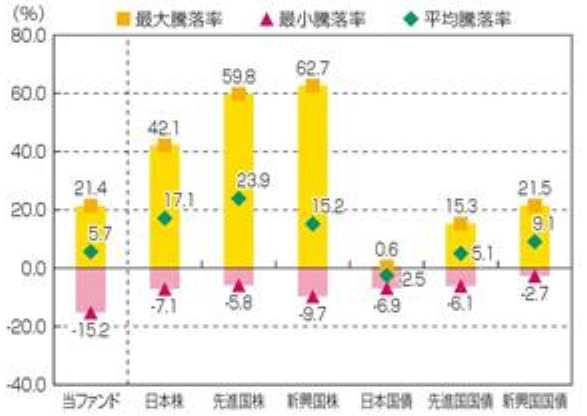

※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株………	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株……	MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)
日本国債……	NOMURA－BPI国債
先進国国債…	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債…	J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2021年2月～2026年1月）

※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA－BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%（税抜1.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています　（以下同じ。）　。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

②　分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

①　換金手数料

ありません。

②　信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

①　信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（ａ＋ｂ）は、信託財産の純資産総額に対して年0.913%（税抜0.83%）程度となります。

※実質的に投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

ａ．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.913%（税抜0.83%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.440% （税抜0.40%）以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.440% （税抜0.40%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% （税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※運用管理費用（信託報酬）の料率は、毎月の運用状況（実質的に投資する上場投資信託の投資比率および報酬率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。詳しい計算方法は、約款をご参照ください。

ｂ．実質的に投資する上場投資信託証券に係る報酬等

マザーファンド（市場を代表する指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要な投資対象とするもの）を通じて、または直接ファンドが上場投資信託証券へ投資する場合、当該組入上場投資信託証券の報酬等がかかりますが、投資銘柄や組み入れ比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

※報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
６．公告に係る費用
７．他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

８．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

④　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用*等について信託財産中から、その都度、支弁されます。

＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

⑤　上場投資信託証券へ投資する場合に負担する報酬相当額等は、組入銘柄および組入比率が固定されていないため、事前に料率を表示することはできません。

⑥　上場投資信託証券へ投資する場合は、当該上場投資信託証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該上場投資信託証券から支払われます。

⑦　有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料の２分の１（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

①　個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

②　換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315％（所得税15.315％、地方税５％））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を

選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は2026年１月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間（2024年8月3日から2025年8月4日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①＋②）	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.96%	0.90%	0.06%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）です。
※投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2026年１月末現在のものです。
「ブラックロック世界分散投資ファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		6,400,562,214	46.10
	内　アメリカ	5,097,659,323	36.71
	内　アイルランド	698,308,570	5.03
	内　ドイツ	604,594,321	4.35
親投資信託受益証券		6,831,465,526	49.20
	内　日本	6,831,465,526	49.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		652,696,458	4.70
純資産総額		13,884,724,198	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	34,460	102,199.39	3,521,791,067	107,114.84	3,691,177,710	26.58
2	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,375,200,360	2.0116	2,766,474,200	2.1538	2,961,906,535	21.33
3	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	413,468,048	3.5488	1,467,317,437	4.7239	1,953,181,711	14.07
4	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,276,316,582	0.9930	1,267,509,997	0.9538	1,217,350,755	8.77
5	iShares 1-3 Year Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託受益証券	55,197	12,708.39	701,465,094	12,741.48	703,291,868	5.07
6	iShares 3-7 Year Treasury Bond ETF	アメリカ	投資信託受益証券	38,369	18,279.02	701,347,804	18,327.02	703,189,745	5.06
7	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	116,190,706	5.0830	590,608,977	6.0162	699,026,525	5.03
8	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルランド	投資信託受益証券	332,824	1,872.41	623,185,255	2,098.13	698,308,570	5.03
9	iShares Core DAX® UCITS ETF (DE)	ドイツ	投資信託受益証券	16,376	35,593.84	582,884,776	36,919.53	604,594,321	4.35

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	46.10
親投資信託受益証券	49.20
合計	95.30

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年１月末現在、同日前１年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第２期(2016年８月２日)	4,144,719,698	(同左)	1.0349	(同左)
第３期(2017年８月２日)	5,886,572,046	(同左)	1.1414	(同左)
第４期(2018年８月２日)	12,701,361,515	(同左)	1.1990	(同左)
第５期(2019年８月２日)	14,160,708,255	(同左)	1.1830	(同左)
第６期(2020年８月３日)	13,076,996,570	(同左)	1.2755	(同左)
第７期(2021年８月２日)	12,707,706,695	(同左)	1.4240	(同左)
第８期(2022年８月２日)	12,535,260,540	(同左)	1.3101	(同左)
第９期(2023年８月２日)	12,918,841,517	(同左)	1.3626	(同左)
第10期(2024年８月２日)	12,840,814,220	(同左)	1.4651	(同左)
第11期(2025年８月４日)	13,158,720,932	(同左)	1.6072	(同左)
2025年１月末現在	13,071,715,542	―	1.5690	―
2025年２月末現在	12,815,502,316	―	1.5417	―
2025年３月末現在	12,557,784,451	―	1.5136	―
2025年４月末現在	12,440,167,327	―	1.5014	―
2025年５月末現在	12,821,002,103	―	1.5471	―
2025年６月末現在	13,088,986,588	―	1.5905	―
2025年７月末現在	13,275,205,170	―	1.6218	―
2025年８月末現在	13,390,669,461	―	1.6474	―
2025年９月末現在	13,517,330,143	―	1.6737	―
2025年10月末現在	13,996,706,905	―	1.7471	―
2025年11月末現在	13,899,914,861	―	1.7583	―
2025年12月末現在	13,827,945,875	―	1.7622	―
2026年１月末現在	13,884,724,198	―	1.7715	―

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第２期	－
第３期	－
第４期	－
第５期	－
第６期	－
第７期	－
第８期	－
第９期	－
第10期	－
第11期	－
2025年８月５日～2026年２月４日	－

③【収益率の推移】

	収益率(％)
第２期	△10.1
第３期	10.3
第４期	5.0
第５期	△1.3
第６期	7.8
第７期	11.6
第８期	△8.0
第９期	4.0
第10期	7.5
第11期	9.7
2025年８月５日～2026年２月４日	11.1

（注）　収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第２期	1,565,311,396	264,438,953	4,005,128,329
第３期	2,147,213,204	995,160,391	5,157,181,142
第４期	7,850,438,958	2,414,741,201	10,592,878,899
第５期	4,163,842,248	2,786,871,649	11,969,849,498
第６期	2,069,519,908	3,787,314,436	10,252,054,970
第７期	1,222,863,708	2,550,713,660	8,924,205,018
第８期	1,719,717,617	1,075,824,158	9,568,098,477
第９期	714,669,771	801,470,598	9,481,297,650
第10期	672,724,237	1,389,349,611	8,764,672,276
第11期	388,679,746	966,221,077	8,187,130,945
2025年８月５日～ 2026年２月４日	257,287,279	611,335,813	7,833,082,411

（参考情報）

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		41,404,271,050	85.12
	内　日本	41,404,271,050	85.12
地方債証券		2,536,604,044	5.21
	内　日本	2,536,604,044	5.21
特殊債券		1,520,196,861	3.13
	内　日本	1,520,196,861	3.13
社債券		3,104,126,890	6.38
	内　日本	3,104,126,890	6.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		79,836,590	0.16
純資産総額		48,645,035,435	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	１８１　５年国債	日本	2030/9/20	1.3	国債証券	465,000,000	99.78	464,022,750	98.55	458,294,700	0.94
2	１５５　５年国債	日本	2027/12/20	0.3	国債証券	450,000,000	98.89	445,014,000	98.32	442,471,500	0.91
3	３７７　１０年国債	日本	2034/12/20	1.2	国債証券	473,000,000	97.08	459,223,750	92.64	438,187,200	0.90
4	３８０　１０年国債	日本	2035/9/20	1.7	国債証券	450,000,000	97.70	439,659,900	95.68	430,578,000	0.89
5	１７９　５年国債	日本	2030/6/20	1	国債証券	440,000,000	99.39	437,334,600	97.50	429,022,000	0.88
6	２　ＣＴ１０年国債	日本	2034/3/20	1	国債証券	460,000,000	96.92	445,841,200	92.20	424,138,400	0.87
7	１４５　２０年国債	日本	2033/6/20	1.7	国債証券	430,000,000	103.15	443,549,300	98.45	423,335,000	0.87
8	１４２　２０年国債	日本	2032/12/20	1.8	国債証券	424,000,000	103.99	440,934,560	99.54	422,058,080	0.87
9	３１　３０年国債	日本	2039/9/20	2.2	国債証券	447,000,000	101.82	455,159,060	94.26	421,369,020	0.87
10	２８　３０年国債	日本	2038/3/20	2.5	国債証券	410,000,000	107.19	439,515,000	99.72	408,856,100	0.84
11	１２８　２０年国債	日本	2031/6/20	1.9	国債証券	400,000,000	104.52	418,116,000	101.01	404,040,000	0.83
12	３２　３０年国債	日本	2040/3/20	2.3	国債証券	423,000,000	102.52	433,676,520	94.65	400,373,730	0.82
13	３４　３０年国債	日本	2041/3/20	2.2	国債証券	425,000,000	100.00	425,000,000	91.91	390,638,750	0.80
14	３５　３０年国債	日本	2041/9/20	2	国債証券	430,000,000	96.31	414,163,400	88.65	381,199,300	0.78
15	１３４　２０年国債	日本	2032/3/20	1.8	国債証券	376,000,000	104.03	391,156,560	100.08	376,308,320	0.77
16	３０　３０年国債	日本	2039/3/20	2.3	国債証券	390,000,000	103.82	404,905,800	96.12	374,879,700	0.77
17	１４３　２０年国債	日本	2033/3/20	1.6	国債証券	380,000,000	102.50	389,522,800	98.02	372,491,200	0.77
18	３６　３０年国債	日本	2042/3/20	2	国債証券	415,000,000	95.98	398,350,200	87.89	364,743,500	0.75
19	２７　３０年国債	日本	2037/9/20	2.5	国債証券	360,000,000	107.66	387,590,400	100.36	361,299,600	0.74
20	１６０　５年国債	日本	2028/6/20	0.2	国債証券	370,000,000	98.27	363,606,400	97.49	360,735,200	0.74
21	３３　３０年国債	日本	2040/9/20	2	国債証券	397,000,000	97.96	388,933,200	90.29	358,455,270	0.74
22	２９　３０年国債	日本	2038/9/20	2.4	国債証券	364,000,000	105.53	384,129,200	98.00	356,738,200	0.73
23	３５１　１０年国債	日本	2028/6/20	0.1	国債証券	353,000,000	97.99	345,908,700	97.26	343,345,450	0.71
24	２３　３０年国債	日本	2036/6/20	2.5	国債証券	330,000,000	108.63	358,505,400	101.88	336,233,700	0.69
25	１７　４０年国債	日本	2064/3/20	2.2	国債証券	465,000,000	75.08	349,135,850	69.26	322,082,250	0.66
26	３７　３０年国債	日本	2042/9/20	1.9	国債証券	370,000,000	93.87	347,353,600	85.88	317,789,300	0.65
27	３７８　１０年国債	日本	2035/3/20	1.4	国債証券	335,000,000	99.28	332,598,400	93.88	314,511,400	0.65
28	１５６　５年国債	日本	2027/12/20	0.2	国債証券	320,000,000	98.65	315,705,600	98.14	314,057,600	0.65
29	４７９　２年国債	日本	2027/12/1	1	国債証券	310,000,000	99.89	309,676,400	99.63	308,862,300	0.63
30	１　ＣＴ１０年国債	日本	2033/12/20	0.7	国債証券	340,000,000	92.76	315,409,900	90.41	307,400,800	0.63

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	85.12
地方債証券	5.21
特殊債券	3.13
社債券	6.38
合計	99.84

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②　投資不動産物件
該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		26,814,133,560	98.99
	内　日本	26,814,133,560	98.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		273,719,788	1.01
純資産総額		27,087,853,348	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	iシェアーズ・コア日経225 ETF	日本	投資信託受益証券	4,834,860	3,835.0000	18,541,688,100	5,546.0000	26,814,133,560	98.99

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	日経225先物　2026年３月限	買建	2	106,961,040	106,780,000	0.39
			日経225mini　2026年３月限	買建	7	35,818,829	37,373,000	0.14

（注１） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注２） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		45,107,145,319	99.80
	内　アメリカ	35,354,441,048	78.23
	内　アイルランド	7,961,457,997	17.62
	内　カナダ	1,791,246,274	3.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		88,301,957	0.20
純資産総額		45,195,447,276	100.00

(注)　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	317,976	91,581.76	29,120,801,783	107,114.84	34,059,951,352	75.36
2	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	アイルランド	投資信託受益証券	1,154,936	6,191.94	7,151,305,001	6,893.41	7,961,457,997	17.62
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	カナダ	投資信託受益証券	298,936	4,782.68	1,429,715,995	5,992.07	1,791,246,274	3.96
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託受益証券	153,898	7,329.58	1,128,008,222	8,411.34	1,294,489,696	2.86

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.80

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②　投資不動産物件
該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		4,355,431,150	97.24
	内　日本	4,355,431,150	97.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		123,513,979	2.76
純資産総額		4,478,945,129	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	2,309	143,457.75	331,243,946	143,500.00	331,341,500	7.40
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	1,899	127,513.07	242,147,324	124,800.00	236,995,200	5.29
3	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	1,920	119,473.92	229,389,945	121,700.00	233,664,000	5.22
4	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	1,153	165,346.47	190,644,481	167,100.00	192,666,300	4.30
5	ＧＬＰ投資法人	日本	投資証券	1,281	140,362.33	179,804,152	142,200.00	182,158,200	4.07
6	ＫＤＸ不動産投資法人	日本	投資証券	1,078	172,528.28	185,985,490	167,300.00	180,349,400	4.03
7	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	1,903	91,326.86	173,795,018	90,300.00	171,840,900	3.84
8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	1,225	134,534.27	164,804,489	134,800.00	165,130,000	3.69
9	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	1,473	105,571.68	155,507,094	103,600.00	152,602,800	3.41
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	818	187,457.92	153,340,583	178,700.00	146,176,600	3.26
11	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	2,041	69,372.30	141,588,869	65,400.00	133,481,400	2.98
12	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	761	168,845.07	128,491,101	168,000.00	127,848,000	2.85
13	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	1,361	90,257.53	122,840,504	83,100.00	113,099,100	2.53
14	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	1,052	105,634.43	111,127,423	104,900.00	110,354,800	2.46
15	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	1,149	80,200.90	92,150,845	90,800.00	104,329,200	2.33
16	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	677	145,295.89	98,365,322	149,800.00	101,414,600	2.26
17	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	860	112,955.33	97,141,589	115,400.00	99,244,000	2.22
18	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	672	131,340.02	88,260,499	138,300.00	92,937,600	2.07
19	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	564	143,113.32	80,715,913	144,500.00	81,498,000	1.82
20	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	479	151,039.55	72,347,949	157,000.00	75,203,000	1.68
21	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	733	101,549.04	74,435,447	101,100.00	74,106,300	1.65
22	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	637	111,400.05	70,961,832	114,800.00	73,127,600	1.63
23	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	184	380,012.22	69,922,249	368,500.00	67,804,000	1.51
24	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	567	108,932.76	61,764,880	111,800.00	63,390,600	1.42
25	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	686	91,316.74	62,643,290	91,100.00	62,494,600	1.40
26	イオンリート投資法人	日本	投資証券	460	131,424.76	60,455,392	133,800.00	61,548,000	1.37
27	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	413	147,833.05	61,055,050	145,200.00	59,967,600	1.34
28	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	327	171,362.70	56,035,604	172,200.00	56,309,400	1.26
29	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	日本	投資証券	368	138,117.05	50,827,078	142,600.00	52,476,800	1.17
30	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	675	78,207.86	52,790,312	77,700.00	52,447,500	1.17

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.24

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物2026年３月限	買建	60	120,573,313	117,960,000	2.63

（注１） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注２） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績

2026年1月末現在

基準価額・純資産の推移

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第7期	2021年8月	0円
第8期	2022年8月	0円
第9期	2023年8月	0円
第10期	2024年8月	0円
第11期	2025年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率

銘柄名	比率(%)	市場別投資比率(%)	
国内債券インデックス・マザーファンド	8.8	国内の債券市場	8.8
ISHARES 3-7 YEAR TREASURY BO	5.1	海外の債券市場	10.1
ISHARES 1-3 YEAR TREASURY BO	5.1		
国内株式インデックス・マザーファンド	14.1	国内の株式市場	14.1
iShares Core S&P 500 ETF	26.6	海外の株式市場	41.0
先進国株式インデックス・マザーファンド	5.0		
ISHARES CORE FTSE 100	5.0		
ISHARES CORE DAX DE EUR ACC	4.4		
国内リート・インデックス・マザーファンド	21.3	国内のリート市場	21.3
現金等	4.7	-	

※ 比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※直近10年間の年間収益率の推移です。
※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

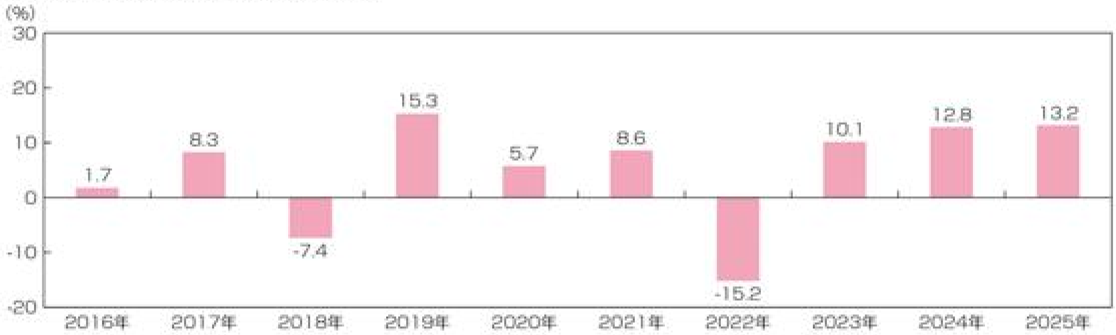

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)　申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2)　申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3)　受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後３時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日

・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

ａ. 購入受付日の翌営業日の基準価額に1.10%(税抜1.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

ｂ. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、原則として、午後３時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して７営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「世界分散」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03－6703－4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年８月３日から翌年８月２日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｉ．ｈ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｂ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

ｂ．「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

＜累積投資コース＞

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として７営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第11期計算期間（2024年８月３日から2025年８月４日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

（３）　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

　なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

（４）　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（５）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年８月５日から2026年２月４日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（６）　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表を記載しております。

　なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック世界分散投資ファンド】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 （2024年８月２日現在）	第11期 （2025年８月４日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	12,821,390	631,131,538
金銭信託	134,252,461	2,920,687,956
投資信託受益証券	7,584,035,996	3,518,109,847
親投資信託受益証券	4,734,673,782	6,802,497,044
派生商品評価勘定	137,618,941	34,811,022
未収入金	782,310,869	－
未収配当金	13,318,137	1,768,863
流動資産合計	13,399,031,576	13,909,006,270
資産合計	13,399,031,576	13,909,006,270
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	80,555,459	20,752,102
未払金	408,821,624	630,960,678
未払解約金	15,180,132	42,076,937
未払受託者報酬	2,155,076	2,103,704
未払委託者報酬	50,286,692	53,090,653
その他未払費用	1,218,373	1,301,264
流動負債合計	558,217,356	750,285,338
負債合計	558,217,356	750,285,338
純資産の部		
元本等		
元本	8,764,672,276	8,187,130,945
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,076,141,944	4,971,589,987
（分配準備積立金）	1,903,887,984	2,836,101,669
元本等合計	12,840,814,220	13,158,720,932
純資産合計	12,840,814,220	13,158,720,932
負債純資産合計	13,399,031,576	13,909,006,270

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 （自　2023年８月３日 至　2024年８月２日）	第11期 （自　2024年８月３日 至　2025年８月４日）
営業収益		
受取配当金	153,294,410	110,805,979
受取利息	559,833	330,301
有価証券売買等損益	1,393,132,276	1,215,679,207
為替差損益	△503,457,894	△7,470,302
その他収益	－	93,348
営業収益合計	1,043,528,625	1,319,438,533
営業費用		
受託者報酬	4,248,676	4,286,353
委託者報酬	102,623,112	104,941,490
その他費用	3,727,256	2,785,848
営業費用合計	110,599,044	112,013,691
営業利益又は営業損失（△）	932,929,581	1,207,424,842
経常利益又は経常損失（△）	932,929,581	1,207,424,842
当期純利益又は当期純損失（△）	932,929,581	1,207,424,842
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	59,913,157	69,481,631
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,437,543,867	4,076,141,944
剰余金増加額又は欠損金減少額	269,484,955	207,906,602
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	269,484,955	207,906,602
剰余金減少額又は欠損金増加額	503,903,302	450,401,770
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	503,903,302	450,401,770
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,076,141,944	4,971,589,987

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(2) 計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024年８月３日から2025年８月４日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第10期 （2024年８月２日現在）	第11期 （2025年８月４日現在）
１　当該計算期間の末日における受益権総数	8,764,672,276口	8,187,130,945口
２　１口当たり純資産額	1.4651円	1.6072円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第10期 （自　2023年８月３日 至　2024年８月２日）	第11期 （自　2024年８月３日 至　2025年８月４日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（223,356,152円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（43,614,418円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（682,434,211円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,489,819,749円）、分配準備積立金（1,636,917,414円）により、分配対象収益は4,076,141,944円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（227,571,174円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（910,372,037円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（661,130,896円）、収益調整金（その他収益調整金）（1,474,357,422円）、分配準備積立金（1,698,158,458円）により、分配対象収益は4,971,589,987円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「低格付債券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「商品市場への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額および当ファンドの組入外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3　金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第10期 （2024年８月２日現在）	第11期 （2025年８月４日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2　時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第10期 （2024年８月２日現在）	第11期 （2025年８月４日現在）
期首元本額	9,481,297,650円	8,764,672,276円
期中追加設定元本額	672,724,237円	388,679,746円
期中一部解約元本額	1,389,349,611円	966,221,077円

2　有価証券関係

第10期（2024年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	246,998,767
親投資信託受益証券	246,571,199
合計	493,569,966

第11期（2025年８月４日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	286,765,856
親投資信託受益証券	421,316,705
合計	708,082,561

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第10期（2024年８月２日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	3,817,167,480	－	3,758,625,371	58,542,109
	イギリスポンド	627,499,054	－	582,707,080	44,791,974
	ユーロ	493,645,105	－	459,360,247	34,284,858
	買建				
	アメリカドル	877,532,768	－	828,660,307	△48,872,461
	イギリスポンド	205,366,402	－	190,310,461	△15,055,941
	ユーロ	260,727,643	－	244,100,586	△16,627,057
合計		6,281,938,452	－	6,063,764,052	57,063,482

区分	種類	第11期（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,152,674,082	－	1,162,096,794	△9,422,712
	イギリスポンド	1,532,318,399	－	1,508,781,260	23,537,139
	ユーロ	972,128,273	－	960,886,022	11,242,251
	買建				
	アメリカドル	36,122,535	－	35,979,140	△143,395
	イギリスポンド	670,237,238	－	659,333,890	△10,903,348
	ユーロ	52,439,711	－	52,188,696	△251,015
合計		4,415,920,238	－	4,379,265,802	14,058,920

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares 1-3 Year Treasury Bond ETF	25,878.000	2,139,075.480	
		iShares 3-7 Year Treasury Bond ETF	18,054.000	2,148,606.540	
		iShares Core S&P 500 ETF	12,215.000	7,630,099.750	
	アメリカドル　小計		56,147.000	11,917,781.770 (1,759,541,301)	
	イギリスポンド	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	490,714.000	4,339,383.900	
	イギリスポンド　小計		490,714.000	4,339,383.900 (849,694,761)	
	ユーロ	iShares Core DAX® UCITS ETF (DE)	27,438.000	5,326,264.560	
	ユーロ　小計		27,438.000	5,326,264.560 (908,873,785)	
投資信託受益証券　合計				3,518,109,847 (3,518,109,847)	
親投資信託受益証券	日本円	国内債券インデックス・マザーファンド	1,276,316,582	1,267,509,997	
		国内株式インデックス・マザーファンド	680,669,848	2,415,561,156	
		先進国株式インデックス・マザーファンド	130,766,207	664,697,706	
		国内リート・インデックス・マザーファンド	1,234,027,843	2,454,728,185	
	日本円　小計		3,321,780,480	6,802,497,044	
親投資信託受益証券　合計				6,802,497,044	
合計				10,320,606,891 (3,518,109,847)	

（注１）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券　3銘柄	100.0%	50.0%
イギリスポンド	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	24.2%
ユーロ	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	25.8%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

（参考情報）

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年８月４日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	14,493,834
国債証券	46,435,514,080
地方債証券	2,714,934,956
特殊債券	1,704,522,420
社債券	3,075,716,960
未収利息	163,079,457
前払費用	25,218,964
流動資産合計	54,133,480,671
資産合計	54,133,480,671
負債の部	
流動負債	
未払金	59,959,000
未払解約金	320,388
流動負債合計	60,279,388
負債合計	60,279,388
純資産の部	
元本等	
元本	54,449,672,836
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△376,471,553
元本等合計	54,073,201,283
純資産合計	54,073,201,283
負債純資産合計	54,133,480,671

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年８月３日から翌年８月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）	
1　当該計算日における受益権総数		54,449,672,836口
2　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損	376,471,553円
3　１口当たり純資産額		0.9931円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法

（１）有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

（２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	41,987,918,233円
同計算期間中の追加設定元本額	38,802,590,643円
同計算期間中の一部解約元本額	26,340,836,040円
同計算期間末日の元本額※	54,449,672,836円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ｉシェアーズ　国内債券インデックス・ファンド	497,501,845円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,234,013,342円
国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	13,913,074円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,276,316,582円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,202,655,721円
ブラックロックLifePathファンド2055	1,136,103,475円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,283,254,554円
ブラックロックLifePathファンド2035	5,867,248,289円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	13,882,200,976円
ブラックロックLifePathファンド2030	6,088,110,014円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,805,521,388円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,308,425,105円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	5,416,962,612円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,710,878,118円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	840,409,656円
ブラックロックLifePathファンド2060	406,261,904円
ブラックロックLifePathファンド2065	477,210,601円
ブラックロックLifePathファンド2070	2,685,580円
合計	54,449,672,836円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△1,972,231,850
地方債証券	△38,290,980
特殊債券	△54,427,639
社債券	△55,284,840
合計	△2,120,235,309

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
国債証券	４６７　２年国債	320,000,000	319,747,200	
	４６８　２年国債	440,000,000	439,538,000	
	４６９　２年国債	340,000,000	340,047,600	
	４７０　２年国債	300,000,000	300,489,000	
	４７１　２年国債	150,000,000	150,465,000	
	４７２　２年国債	530,000,000	529,814,500	
	４７３　２年国債	355,000,000	355,411,800	
	１５０　５年国債	310,000,000	307,272,000	
	１５１　５年国債	200,000,000	197,818,000	
	１５２　５年国債	300,000,000	297,183,000	
	１５３　５年国債	430,000,000	424,195,000	
	１５４　５年国債	360,000,000	355,064,400	
	１５５　５年国債	450,000,000	445,014,000	
	１５６　５年国債	320,000,000	315,705,600	
	１５７　５年国債	200,000,000	196,942,000	
	１５８　５年国債	220,000,000	216,070,800	
	１５９　５年国債	210,000,000	205,783,200	
	１６０　５年国債	370,000,000	363,606,400	
	１６１　５年国債	250,000,000	246,382,500	
	１６２　５年国債	80,000,000	78,672,000	
	１６３　５年国債	280,000,000	276,203,200	
	１６４　５年国債	35,000,000	34,225,450	
	１６５　５年国債	200,000,000	196,228,000	
	１６６　５年国債	300,000,000	295,326,000	
	１６７　５年国債	140,000,000	137,544,400	
	１６８　５年国債	130,000,000	128,631,100	
	１６９　５年国債	250,000,000	246,490,000	
	１７０　５年国債	230,000,000	227,203,200	
	１７２　５年国債	200,000,000	196,820,000	
	１７３　５年国債	200,000,000	197,180,000	
	１７４　５年国債	200,000,000	197,974,000	
	１７５　５年国債	10,000,000	9,968,500	
	１７６　５年国債	200,000,000	200,250,000	
	１７７　５年国債	200,000,000	201,090,000	
	１７８　５年国債	400,000,000	400,000,000	
	１７９　５年国債	70,000,000	69,918,100	
	１　４０年国債	87,000,000	82,294,170	
	２　４０年国債	250,000,000	225,307,500	
	３　４０年国債	300,000,000	266,577,000	
	４　４０年国債	161,000,000	140,408,100	
	５　４０年国債	148,000,000	121,855,800	
	６　４０年国債	75,000,000	59,526,000	
	７　４０年国債	60,000,000	44,685,000	
	８　４０年国債	41,000,000	27,889,430	
	９　４０年国債	152,000,000	72,166,560	
	１０　４０年国債	58,000,000	32,713,740	
	１１　４０年国債	62,000,000	33,099,320	
	１２　４０年国債	62,000,000	28,608,660	
	１３　４０年国債	78,000,000	35,082,060	
	１４　４０年国債	90,000,000	43,108,200	
	１５　４０年国債	170,000,000	90,013,300	
	１６　４０年国債	337,000,000	195,635,240	

１７　４０年国債	450,000,000	343,489,500	
１８　４０年国債	280,000,000	266,492,800	
２　ＣＴ５年国債	310,000,000	304,785,800	
１　ＣＴ１０年国債	70,000,000	66,425,800	
２　ＣＴ１０年国債	460,000,000	445,841,200	
３４５　１０年国債	415,000,000	411,887,500	
３４６　１０年国債	478,000,000	473,511,580	
３４７　１０年国債	235,000,000	232,241,100	
３４８　１０年国債	230,000,000	226,846,700	
３４９　１０年国債	298,000,000	293,306,500	
３５０　１０年国債	245,000,000	240,624,300	
３５１　１０年国債	453,000,000	443,903,760	
３５２　１０年国債	210,000,000	205,203,600	
３５３　１０年国債	220,000,000	214,374,600	
３５４　１０年国債	135,000,000	131,187,600	
３５５　１０年国債	125,000,000	121,120,000	
３５６　１０年国債	83,000,000	80,150,610	
３５７　１０年国債	189,000,000	181,944,630	
３５８　１０年国債	172,000,000	165,015,080	
３５９　１０年国債	272,000,000	260,138,080	
３６０　１０年国債	100,000,000	95,332,000	
３６２　１０年国債	100,000,000	94,680,000	
３６３　１０年国債	120,000,000	113,191,200	
３６４　１０年国債	174,000,000	163,497,360	
３６５　１０年国債	263,000,000	246,157,480	
３６６　１０年国債	245,000,000	229,969,250	
３６７　１０年国債	180,000,000	168,301,800	
３６８　１０年国債	190,000,000	176,945,100	
３６９　１０年国債	130,000,000	123,290,700	
３７０　１０年国債	268,000,000	253,305,560	
３７１　１０年国債	160,000,000	149,499,200	
３７２　１０年国債	145,000,000	139,363,850	
３７３　１０年国債	125,000,000	117,723,750	
３７４　１０年国債	130,000,000	124,046,000	
３７５　１０年国債	200,000,000	195,108,000	
３７６　１０年国債	50,000,000	47,764,000	
３７７　１０年国債	393,000,000	384,255,750	
３７８　１０年国債	535,000,000	531,169,400	
３７９　１０年国債	100,000,000	99,957,000	
３　３０年国債	150,000,000	158,983,500	
６　３０年国債	80,000,000	86,120,800	
７　３０年国債	100,000,000	107,309,000	
１２　３０年国債	200,000,000	212,226,000	
１３　３０年国債	280,000,000	294,691,600	
１４　３０年国債	70,000,000	75,881,400	
１５　３０年国債	80,000,000	87,359,200	
１６　３０年国債	250,000,000	272,915,000	
１７　３０年国債	100,000,000	108,287,000	
１８　３０年国債	300,000,000	321,939,000	
１９　３０年国債	150,000,000	160,873,500	
２０　３０年国債	110,000,000	119,933,000	
２１　３０年国債	276,000,000	295,292,400	
２２　３０年国債	200,000,000	217,626,000	
２３　３０年国債	330,000,000	358,505,400	
２４　３０年国債	197,000,000	213,745,000	
２５　３０年国債	300,000,000	318,675,000	
２６　３０年国債	315,000,000	337,050,000	
２７　３０年国債	360,000,000	387,590,400	
２８　３０年国債	490,000,000	525,275,100	
２９　３０年国債	464,000,000	489,659,200	

３０　３０年国債	390,000,000	404,905,800	
３１　３０年国債	367,000,000	374,259,260	
３２　３０年国債	423,000,000	433,676,520	
３３　３０年国債	407,000,000	399,120,480	
３４　３０年国債	425,000,000	425,000,000	
３５　３０年国債	420,000,000	406,131,600	
３６　３０年国債	415,000,000	398,350,200	
３７　３０年国債	320,000,000	300,761,600	
３８　３０年国債	285,000,000	261,715,500	
３９　３０年国債	306,000,000	284,194,440	
４０　３０年国債	198,000,000	180,261,180	
４１　３０年国債	129,000,000	115,135,080	
４２　３０年国債	101,000,000	89,650,630	
４３　３０年国債	105,000,000	92,800,050	
４４　３０年国債	115,000,000	101,196,550	
４５　３０年国債	44,000,000	37,212,120	
４６　３０年国債	90,000,000	75,758,400	
４７　３０年国債	107,000,000	91,363,020	
４８　３０年国債	195,000,000	159,652,350	
４９　３０年国債	254,000,000	206,923,640	
５０　３０年国債	279,000,000	199,529,640	
５２　３０年国債	41,000,000	26,944,380	
５３　３０年国債	111,000,000	74,179,080	
５４　３０年国債	269,000,000	187,210,550	
５５　３０年国債	107,000,000	73,956,260	
５６　３０年国債	53,000,000	36,380,790	
５７　３０年国債	155,000,000	105,666,600	
５８　３０年国債	70,000,000	47,394,200	
５９　３０年国債	45,000,000	29,518,200	
６０　３０年国債	191,000,000	130,959,150	
６１　３０年国債	70,000,000	45,295,600	
６２　３０年国債	62,000,000	37,704,060	
６３　３０年国債	39,000,000	22,859,070	
６４　３０年国債	23,000,000	13,367,370	
６７　３０年国債	205,000,000	123,082,000	
６８　３０年国債	73,000,000	43,420,400	
６９　３０年国債	55,000,000	33,383,350	
７１　３０年国債	26,000,000	15,545,140	
７２　３０年国債	33,000,000	19,588,140	
７３　３０年国債	18,000,000	10,607,580	
７５　３０年国債	125,000,000	86,437,500	
７６　３０年国債	39,000,000	27,546,090	
７７　３０年国債	310,000,000	229,579,800	
７８　３０年国債	176,000,000	123,312,640	
７９　３０年国債	15,000,000	9,908,550	
８０　３０年国債	255,000,000	196,339,800	
８１　３０年国債	230,000,000	167,665,400	
８２　３０年国債	321,000,000	245,073,870	
８３　３０年国債	230,000,000	192,590,500	
８４　３０年国債	205,000,000	167,468,600	
８５　３０年国債	260,000,000	222,211,600	
８６　３０年国債	370,000,000	323,265,300	
８７　３０年国債	20,000,000	19,039,800	
９２　２０年国債	140,000,000	142,776,200	
９５　２０年国債	100,000,000	102,911,000	
９７　２０年国債	10,000,000	10,305,500	
９８　２０年国債	100,000,000	102,846,000	
９９　２０年国債	50,000,000	51,563,000	
１０６　２０年国債	45,000,000	46,885,500	
１０７　２０年国債	300,000,000	312,252,000	

１０９　２０年国債	310,000,000	321,098,000	
１１１　２０年国債	285,000,000	298,868,100	
１１３　２０年国債	210,000,000	219,762,900	
１１４　２０年国債	91,000,000	95,395,300	
１１５　２０年国債	200,000,000	210,500,000	
１１６　２０年国債	153,000,000	161,252,820	
１１７　２０年国債	100,000,000	104,952,000	
１１８　２０年国債	103,000,000	107,786,410	
１１９　２０年国債	180,000,000	186,690,600	
１２０　２０年国債	150,000,000	154,146,000	
１２１　２０年国債	100,000,000	104,286,000	
１２２　２０年国債	180,000,000	186,838,200	
１２３　２０年国債	183,000,000	192,971,670	
１２４　２０年国債	150,000,000	157,410,000	
１２５　２０年国債	440,000,000	466,857,600	
１２６　２０年国債	70,000,000	73,510,500	
１２７　２０年国債	270,000,000	282,031,200	
１２８　２０年国債	400,000,000	418,116,000	
１２９　２０年国債	130,000,000	135,168,800	
１３０　２０年国債	134,000,000	139,342,580	
１３１　２０年国債	155,000,000	160,290,150	
１３２　２０年国債	190,000,000	196,439,100	
１３３　２０年国債	160,000,000	166,424,000	
１３４　２０年国債	376,000,000	391,156,560	
１３５　２０年国債	150,000,000	155,124,000	
１３７　２０年国債	330,000,000	341,127,600	
１３８　２０年国債	135,000,000	137,745,900	
１３９　２０年国債	240,000,000	246,487,200	
１４０　２０年国債	455,000,000	470,242,500	
１４１　２０年国債	287,000,000	296,419,340	
１４２　２０年国債	424,000,000	440,934,560	
１４３　２０年国債	380,000,000	389,522,800	
１４４　２０年国債	300,000,000	305,325,000	
１４５　２０年国債	430,000,000	443,549,300	
１４６　２０年国債	230,000,000	237,021,900	
１４７　２０年国債	240,000,000	244,975,200	
１４８　２０年国債	300,000,000	303,240,000	
１４９　２０年国債	365,000,000	368,168,200	
１５０　２０年国債	311,000,000	310,371,780	
１５１　２０年国債	95,000,000	92,886,250	
１５２　２０年国債	242,000,000	235,894,340	
１５３　２０年国債	20,000,000	19,622,200	
１５４　２０年国債	60,000,000	58,110,600	
１５５　２０年国債	30,000,000	28,372,800	
１５６　２０年国債	16,000,000	14,134,880	
１５７　２０年国債	25,000,000	21,450,000	
１５８　２０年国債	105,000,000	92,646,750	
１５９　２０年国債	62,000,000	55,000,820	
１６０　２０年国債	80,000,000	71,336,000	
１６１　２０年国債	100,000,000	87,574,000	
１６２　２０年国債	50,000,000	43,508,000	
１６３　２０年国債	90,000,000	77,808,600	
１６４　２０年国債	65,000,000	55,090,750	
１６５　２０年国債	40,000,000	33,667,600	
１６６　２０年国債	102,000,000	87,621,060	
１６７　２０年国債	70,000,000	58,092,300	
１６８　２０年国債	60,000,000	48,731,400	
１６９　２０年国債	38,000,000	30,164,780	
１７０　２０年国債	50,000,000	39,359,000	
１７１　２０年国債	70,000,000	54,667,900	

	１７２　２０年国債	20,000,000	15,738,600	
	１７３　２０年国債	100,000,000	78,077,000	
	１７４　２０年国債	29,000,000	22,463,690	
	１７５　２０年国債	68,000,000	53,161,040	
	１７６　２０年国債	140,000,000	108,665,200	
	１７７　２０年国債	130,000,000	98,416,500	
	１７８　２０年国債	90,000,000	68,838,300	
	１７９　２０年国債	39,000,000	29,610,360	
	１８０　２０年国債	45,000,000	35,764,650	
	１８１　２０年国債	200,000,000	160,782,000	
	１８３　２０年国債	322,000,000	278,584,740	
	１８４　２０年国債	30,000,000	24,531,900	
	１８５　２０年国債	50,000,000	40,649,000	
	１８６　２０年国債	130,000,000	112,659,300	
	１８７　２０年国債	40,000,000	33,326,800	
	１８８　２０年国債	165,000,000	144,025,200	
	１８９　２０年国債	310,000,000	283,240,800	
	１９０　２０年国債	200,000,000	178,990,000	
	１９１　２０年国債	250,000,000	230,522,500	
	１９２　２０年国債	280,000,000	274,506,400	
	１９３　２０年国債	30,000,000	29,802,000	
国債証券　合計			46,435,514,080	
地方債証券	７７４　東京都公債	10,000,000	9,835,130	
	８０７　東京都公債	100,000,000	95,125,000	
	８１７　東京都公債	50,000,000	46,699,150	
	１６　東京都２０年	100,000,000	103,411,800	
	２－３　北海道公債	44,000,000	41,922,628	
	２２５　神奈川県公債	70,000,000	69,504,540	
	９７　神奈川県５年	100,000,000	98,617,400	
	４６３　大阪府公債	130,000,000	122,519,150	
	４７３　大阪府公債	30,000,000	27,932,730	
	２６－５　京都府２０年	100,000,000	99,322,300	
	２－１３　京都府５年	30,000,000	29,886,330	
	９　兵庫県公債２０年	100,000,000	104,936,000	
	５－４　静岡県５年	100,000,000	98,331,300	
	２６－１１　愛知県１５年	100,000,000	99,573,000	
	２－４　広島県公債	100,000,000	94,660,200	
	１－９　埼玉県公債	100,000,000	95,250,400	
	３－４　埼玉県公債	100,000,000	93,919,000	
	２６－１　福岡県１５年	100,000,000	99,358,300	
	３０－３　新潟県公債	100,000,000	97,016,200	
	４－４　長野県公債	100,000,000	93,793,900	
	１８１　共同発行地方	100,000,000	98,028,800	
	１９１　共同発行地方	100,000,000	97,015,600	
	２１６　共同発行地方	100,000,000	94,550,300	
	２２２　共同発行地方	100,000,000	93,235,500	
	２３５　共同発行地方	100,000,000	93,826,700	
	２－２　栃木県公債	100,000,000	94,629,100	
	２８－１　熊本市公債	100,000,000	99,131,200	
	３－１　京都市５年	36,800,000	36,540,928	
	３０－５　横浜市公債	100,000,000	97,742,100	
	２－１　北九州市５年	30,000,000	29,969,760	
	４－１　広島市５年	30,000,000	29,563,650	
	４－３　広島市５年	30,000,000	29,518,230	
	１－１　宮崎県公債	100,000,000	95,212,500	
	２－１　和歌山県公債	100,000,000	94,618,300	
	３０－１　三重県公債	10,000,000	9,737,830	
地方債証券　合計			2,714,934,956	
特殊債券	７６　政保政策投資Ｃ	100,000,000	96,385,500	
	１９９　政保道路機構	100,000,000	102,540,300	

	３３３　政保道路機構	100,000,000	98,393,100	
	４６２　政保道路機構	100,000,000	97,059,500	
	１９４　地方公共団体	100,000,000	99,574,300	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	100,965,700	
	９６　地方公共団体	30,000,000	29,655,960	
	１０５政保地方公共	100,000,000	98,377,500	
	８１　地方公共団２０	100,000,000	73,909,900	
	１４政保地方公共４	100,000,000	98,847,200	
	９４　住宅支援機構	100,000,000	103,440,200	
	１３５　住宅機構ＲＭＢＳ	66,487,000	58,621,587	
	１６３　住宅機構ＲＭＢＳ	79,441,000	68,279,539	
	１６８　住宅機構ＲＭＢＳ	79,522,000	68,452,537	
	１７０　住宅機構ＲＭＢＳ	80,497,000	69,074,475	
	１８２　住宅機構ＲＭＢＳ	85,650,000	73,787,475	
	１９０　住宅機構ＲＭＢＳ	88,138,000	80,002,862	
	２１１　住宅機構ＲＭＢＳ	97,565,000	90,637,885	
	４０１　信金中金	100,000,000	98,198,200	
	１１２　鉄道建設・運	100,000,000	98,318,700	
特殊債券　合計			1,704,522,420	
社債券	２５　ＢＰＣＥ　Ｓ．Ａ．	100,000,000	98,784,100	
	１１４　東日本高速道	100,000,000	98,623,100	
	１０１　中日本高速道	100,000,000	98,321,100	
	１０５　中日本高速道	100,000,000	98,298,500	
	１１０　中日本高速道	100,000,000	99,357,700	
	９９　西日本高速道	100,000,000	98,955,500	
	５０　鹿島建設	100,000,000	97,583,300	
	２５　ニチレイ	100,000,000	98,282,200	
	４３　東洋紡	100,000,000	96,494,300	
	１８　野村不動産ＨＤ	100,000,000	98,379,500	
	１　日本酸素ＨＤ	100,000,000	98,996,100	
	１７　オリエンタルランド	100,000,000	98,339,400	
	１７　小松製作所	100,000,000	99,272,000	
	１４　クボタ	100,000,000	98,665,800	
	４２　ソニーＧ	100,000,000	100,104,100	
	６　ＴＤＫ	100,000,000	98,483,400	
	７３　三井物産	100,000,000	96,439,900	
	３０　三井住友ＴＢ	100,000,000	97,751,400	
	３０　ＮＴＴファイナンス	100,000,000	95,048,800	
	３４　東京センチユリー	100,000,000	96,978,000	
	１０４　トヨタファイナンス	100,000,000	98,990,600	
	２２３　オリツクス	100,000,000	99,440,500	
	１４０　三菱地所	100,000,000	93,841,300	
	５０　京浜急行電鉄	100,000,000	98,363,200	
	１３６東日本旅客鉄	100,000,000	64,723,200	
	４８　西日本旅客鉄	100,000,000	70,076,600	
	１３　日本航空	100,000,000	94,173,900	
	３２　ＫＤＤＩ	100,000,000	99,352,500	
	４００　中国電力	10,000,000	9,846,060	
	３５　沖縄電力	100,000,000	95,617,000	
	６５　東京瓦斯	100,000,000	94,599,100	
	４８　東邦瓦斯	100,000,000	97,727,100	
	２１　西部ガスＨＤ	100,000,000	95,807,700	
社債券　合計			3,075,716,960	
合計			53,930,688,416	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5,646,368,898
投資信託受益証券	20,311,246,860
派生商品評価勘定	808,713
前払金	30,897,232
差入委託証拠金	333,765,655
流動資産合計	26,323,087,358
資産合計	26,323,087,358
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	109,008,616
未払解約金	9,632,146
流動負債合計	118,640,762
負債合計	118,640,762
純資産の部	
元本等	
元本	7,383,970,454
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,820,476,142
元本等合計	26,204,446,596
純資産合計	26,204,446,596
負債純資産合計	26,323,087,358

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年５月３日から翌年５月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	7,383,970,454口
２　１口当たり純資産額	3.5488円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3　金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

1　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	5,894,291,212円
同計算期間中の追加設定元本額	8,411,479,197円
同計算期間中の一部解約元本額	6,921,799,955円
同計算期間末日の元本額※	7,383,970,454円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内株式インデックス・ファンド	1,764,431,121円
ブラックロック世界分散投資ファンド	680,669,848円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	955,284,282円
ブラックロックLifePathファンド2055	290,604,520円
ブラックロックLifePathファンド2045	284,667,765円
ブラックロックLifePathファンド2035	376,768,794円
ブラックロックLifePathファンド2030	290,970,257円
ブラックロックLifePathファンド2040	330,016,329円
ブラックロックLifePathファンド2050	230,436,253円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	1,596,632,559円
ブラックロックLifePathファンド2025	67,932,239円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	246,205,416円
ブラックロックLifePathファンド2060	121,383,921円
ブラックロックLifePathファンド2065	147,159,214円
ブラックロックLifePathファンド2070	807,936円
合計	7,383,970,454円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,769,558,760
合計	1,769,558,760

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	5,873,877,232	－	5,765,760,000	△108,117,232
合計		5,873,877,232	－	5,765,760,000	△108,117,232

（注１）　時価の算定方法

株価指数先物取引

１　株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	iシェアーズ・コア　日経225 ETF	4,834,860	20,311,246,860	
投資信託受益証券　合計			20,311,246,860	
合計			20,311,246,860	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,264,679,094
投資信託受益証券	30,660,100,722
派生商品評価勘定	2,093,457
未収入金	140,934,983
流動資産合計	34,067,808,256
資産合計	34,067,808,256
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,228,095,239
流動負債合計	3,228,095,239
負債合計	3,228,095,239
純資産の部	
元本等	
元本	6,067,060,080
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	24,772,652,937
元本等合計	30,839,713,017
純資産合計	30,839,713,017
負債純資産合計	34,067,808,256

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年５月３日から翌年５月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	6,067,060,080口
２　１口当たり純資産額	5.0831円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3　金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	8,503,857,808円
同計算期間中の追加設定元本額	5,826,183,689円
同計算期間中の一部解約元本額	8,262,981,417円
同計算期間末日の元本額※	6,067,060,080円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ＪＤＦインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	64,098,217円
iシェアーズ　先進国株式インデックス・ファンド	1,009,629,377円
ブラックロック世界分散投資ファンド	130,766,207円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	749,906,870円
ブラックロックLifePathファンド2055	178,833,538円
ブラックロックLifePathファンド2045	172,000,714円
ブラックロックLifePathファンド2035	223,084,428円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,382,358,538円
ブラックロックLifePathファンド2030	170,400,349円
ブラックロックLifePathファンド2040	198,439,040円
ブラックロックLifePathファンド2050	142,491,759円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	1,253,301,598円
ブラックロックLifePathファンド2025	37,650,313円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	193,274,902円
ブラックロックLifePathファンド2060	72,901,672円
ブラックロックLifePathファンド2065	87,442,641円
ブラックロックLifePathファンド2070	479,917円
合計	6,067,060,080円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,526,759,148
合計	2,526,759,148

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	カナダドル	126,534,913	－	124,441,456	2,093,457
合計		126,534,913	－	124,441,456	2,093,457

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core S&P 500 ETF	254,066.000	158,702,326.900	
		iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	121,096.000	5,955,501.280	
	アメリカドル　小計		375,162.000	164,657,828.180 (24,310,081,751)	
	カナダドル	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	249,079.000	10,750,249.640	
	カナダドル　小計		249,079.000	10,750,249.640 (1,151,029,229)	
	ユーロ	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	914,668.000	30,467,591.080	
	ユーロ　小計		914,668.000	30,467,591.080 (5,198,989,742)	
投資信託受益証券　合計				30,660,100,722 (30,660,100,722)	
合計				30,660,100,722 (30,660,100,722)	

（注１）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券　2銘柄	100.0%	79.2%
カナダドル	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	3.8%
ユーロ	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	17.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	50,793,913
投資証券	3,703,451,250
派生商品評価勘定	3,531,780
未収配当金	41,430,646
差入委託証拠金	3,039,299
流動資産合計	3,802,246,888
資産合計	3,802,246,888
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,280
前受金	3,391,500
未払解約金	3,531,408
流動負債合計	6,932,188
負債合計	6,932,188
純資産の部	
元本等	
元本	1,907,945,094
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,887,369,606
元本等合計	3,795,314,700
純資産合計	3,795,314,700
負債純資産合計	3,802,246,888

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月３日から翌年11月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	1,907,945,094口
２　１口当たり純資産額	1.9892円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、相場の変動による価格変動リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	1,547,409,338円
同計算期間中の追加設定元本額	1,210,544,584円
同計算期間中の一部解約元本額	850,008,828円
同計算期間末日の元本額※	1,907,945,094円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内リートインデックス・ファンド	535,925,956円
国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	30,084,607円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,234,027,843円
ブラックロックLifePathファンド2055	8,329,499円
ブラックロックLifePathファンド2045	11,721,595円
ブラックロックLifePathファンド2035	24,411,687円
ブラックロックLifePathファンド2030	23,467,431円
ブラックロックLifePathファンド2040	17,675,700円
ブラックロックLifePathファンド2050	8,201,329円
ブラックロックLifePathファンド2025	5,959,114円
ブラックロックLifePathファンド2060	3,418,579円
ブラックロックLifePathファンド2065	4,700,074円
ブラックロックLifePathファンド2070	21,680円
合計	1,907,945,094円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	368,338,449
合計	368,338,449

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち１年超 （円）		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	89,344,500	－	92,900,000	3,555,500
合計		89,344,500	－	92,900,000	3,555,500

（注１）　時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

１　不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	149	22,499,000	
	ＧＬＰ投資法人	1,149	153,966,000	
	ＫＤＸ不動産投資法人	967	157,911,100	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	352	45,865,600	
	Ｏｎｅリート投資法人	58	15,642,600	
	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	174	20,410,200	
	いちごオフィスリート投資法人	242	23,232,000	
	いちごホテルリート投資法人	57	7,524,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	507	65,859,300	
	アドバンス・レジデンス投資法人	686	108,593,800	
	イオンリート投資法人	418	53,922,000	
	インヴィンシブル投資法人	1,831	123,043,200	
	エスコンジャパンリート投資法人	87	10,927,200	
	オリックス不動産投資法人	661	131,539,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	239	34,200,900	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	170	50,728,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	176	18,374,400	
	サンケイリアルエステート投資法人	112	10,796,800	
	ザイマックス・リート投資法人	56	6,524,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,221	100,732,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	285	40,242,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,704	208,910,400	
	スターアジア不動産投資法人	644	37,931,600	
	スターツプロシード投資法人	57	10,835,700	
	タカラレーベン不動産投資法人	218	20,666,400	
	トーセイ・リート投資法人	72	10,339,200	
	ヒューリックリート投資法人	300	50,040,000	
	フロンティア不動産投資法人	616	53,284,000	
	ヘルスケア＆メディカル投資法人	87	10,022,400	
	マリモ地方創生リート投資法人	61	6,771,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	734	123,165,200	
	ラサールロジポート投資法人	434	63,277,200	
	阪急阪神リート投資法人	166	27,107,800	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	771	80,646,600	
	三菱地所物流リート投資法人	362	43,874,400	
	産業ファンド投資法人	607	75,875,000	
	森トラストリート投資法人	605	44,467,500	
	森ヒルズリート投資法人	390	53,625,000	
	星野リゾート・リート投資法人	140	36,834,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,049	83,185,700	
	大和ハウスリート投資法人	550	140,030,000	
	大和証券オフィス投資法人	165	58,080,000	
	大和証券リビング投資法人	577	60,700,400	
	投資法人みらい	457	21,136,250	
	東海道リート投資法人	68	7,486,800	
	東急リアル・エステート投資法人	223	44,243,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	603	71,817,300	
	日本ビルファンド投資法人	2,037	283,550,400	
	日本プライムリアルティ投資法人	955	95,500,000	

	日本プロロジスリート投資法人	1,734	140,800,800	
	日本ホテル＆レジデンシャル投資法人	74	5,727,600	
	日本リート投資法人	423	40,227,300	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	662	62,294,200	
	日本都市ファンド投資法人	1,723	190,391,500	
	福岡リート投資法人	188	34,347,600	
	平和不動産リート投資法人	249	36,055,200	
	野村不動産マスターファンド投資法人	1,035	167,670,000	
投資証券　合計			3,703,451,250	
合計			3,703,451,250	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【中間財務諸表】

【ブラックロック世界分散投資ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末（2026年２月４日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	15,225,491
金銭信託	621,726,741
投資信託受益証券	6,483,013,890
親投資信託受益証券	6,919,944,562
派生商品評価勘定	45,465,846
未収配当金	3,916,083
流動資産合計	14,089,292,613
資産合計	14,089,292,613
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,078,526
未払解約金	23,421,920
未払受託者報酬	2,281,400
未払委託者報酬	57,646,071
その他未払費用	1,293,564
流動負債合計	101,721,481
負債合計	101,721,481
純資産の部	
元本等	
元本	7,833,082,411
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,154,488,721
（分配準備積立金）	2,627,151,779
元本等合計	13,987,571,132
純資産合計	13,987,571,132
負債純資産合計	14,089,292,613

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 （自　2025年８月５日 至　2026年２月４日）
営業収益	
受取配当金	53,344,281
受取利息	47,071
有価証券売買等損益	1,343,317,657
為替差損益	99,301,371
その他収益	394
営業収益合計	1,496,010,774
営業費用	
受託者報酬	2,281,400
委託者報酬	57,646,071
その他費用	1,401,610
営業費用合計	61,329,081
営業利益又は営業損失（△）	1,434,681,693
経常利益又は経常損失（△）	1,434,681,693
中間純利益又は中間純損失（△）	1,434,681,693
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	66,777,430
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,971,589,987
剰余金増加額又は欠損金減少額	186,915,802
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	186,915,802
剰余金減少額又は欠損金増加額	371,921,331
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	371,921,331
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,154,488,721

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 （2026年２月４日現在）
１　当該中間計算期間の末日における受益権総数	7,833,082,411口
２　１口当たり純資産額	1.7857円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 （2026年２月４日現在）
１　中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 （2026年２月４日現在）
期首元本額	8,187,130,945円
期中追加設定元本額	257,287,279円
期中一部解約元本額	611,335,813円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当中間計算期間末（2026年２月４日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	5,264,540,849	－	5,249,937,830	14,603,019
	イギリスポンド	712,301,608	－	722,922,262	△10,620,654
	ユーロ	646,274,546	－	651,258,026	△4,983,480
	買建				
	アメリカドル	1,742,190,724	－	1,768,173,569	25,982,845
	イギリスポンド	248,479,599	－	250,726,951	2,247,352
	ユーロ	248,985,303	－	250,143,541	1,158,238
合計		8,862,772,629	－	8,893,162,179	28,387,320

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

1　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（参考情報）

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年２月４日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2026年２月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	14,542,130
国債証券	41,385,521,470
地方債証券	2,535,606,135
特殊債券	1,518,806,729
社債券	3,103,150,980
未収利息	174,683,073
前払費用	12,092,557
流動資産合計	48,744,403,074
資産合計	48,744,403,074
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,261,471
流動負債合計	1,261,471
負債合計	1,261,471
純資産の部	
元本等	
元本	51,119,345,934
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△2,376,204,331
元本等合計	48,743,141,603
純資産合計	48,743,141,603
負債純資産合計	48,744,403,074

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年８月３日から翌年８月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2026年２月４日現在）
1　当該計算日における受益権総数	51,119,345,934口
2　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 2,376,204,331円
3　１口当たり純資産額	0.9535円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

（2026年２月４日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ４　金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年２月４日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	54,449,672,836円
同中間計算期間中の追加設定元本額	6,219,107,385円
同中間計算期間中の一部解約元本額	9,549,434,287円
同中間計算期間末日の元本額※	51,119,345,934円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内債券インデックス・ファンド	504,372,901円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	5,614,595,234円
国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	21,880,680円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,276,316,582円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,202,655,721円
ブラックロックLifePathファンド2055	1,447,486,660円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,861,056,507円
ブラックロックLifePathファンド2035	6,499,335,006円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	649,608,992円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	854,181,547円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	6,390,126,389円
ブラックロックLifePathファンド2030	6,591,792,486円
ブラックロックLifePathファンド2040	4,471,055,600円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,607,176,178円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	5,416,962,612円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,693,938,251円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	840,409,656円
ブラックロックLifePathファンド2060	554,765,169円
ブラックロックLifePathファンド2065	611,346,756円
ブラックロックLifePathファンド2070	10,283,007円
合計	51,119,345,934円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2026年２月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	389,324,275
投資信託受益証券	26,101,325,445
派生商品評価勘定	14,208,282
未収入金	1,234,302,143
差入委託証拠金	16,015,016
流動資産合計	27,755,175,161
資産合計	27,755,175,161
負債の部	
流動負債	
前受金	6,742,950
未払解約金	291,685,367
流動負債合計	298,428,317
負債合計	298,428,317
純資産の部	
元本等	
元本	5,700,868,600
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	21,755,878,244
元本等合計	27,456,746,844
純資産合計	27,456,746,844
負債純資産合計	27,755,175,161

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年５月３日から翌年５月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2026年２月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	5,700,868,600口
２　１口当たり純資産額	4.8162円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

（2026年２月４日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 ３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ４　金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年２月４日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	7,383,970,454円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,019,886,092円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,702,987,946円
同中間計算期間末日の元本額※	5,700,868,600円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内株式インデックス・ファンド	1,659,651,833円
ブラックロック世界分散投資ファンド	413,468,048円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	574,178,914円
ブラックロックLifePathファンド2055	278,031,669円
ブラックロックLifePathファンド2045	248,629,452円
ブラックロックLifePathファンド2035	297,274,209円
ブラックロックLifePathファンド2030	216,747,315円
ブラックロックLifePathファンド2040	276,749,128円
ブラックロックLifePathファンド2050	211,665,328円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	1,066,409,093円
ブラックロックLifePathファンド2025	45,635,815円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	147,961,914円
ブラックロックLifePathファンド2060	124,065,078円
ブラックロックLifePathファンド2065	138,119,602円
ブラックロックLifePathファンド2070	2,281,202円
合計	5,700,868,600円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	（2026年２月４日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち１年超 （円）		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,343,325,050	－	1,357,548,000	14,222,950
合計		1,343,325,050	－	1,357,548,000	14,222,950

（注１）　時価の算定方法

株価指数先物取引

１　株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2026年２月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	56,303,222
金銭信託	145,613,921
投資信託受益証券	45,592,519,759
流動資産合計	45,794,436,902
資産合計	45,794,436,902
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,630,962
流動負債合計	2,630,962
負債合計	2,630,962
純資産の部	
元本等	
元本	7,530,471,669
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	38,261,334,271
元本等合計	45,791,805,940
純資産合計	45,791,805,940
負債純資産合計	45,794,436,902

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年５月３日から翌年５月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2026年２月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	7,530,471,669口
２　１口当たり純資産額	6.0809円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

（2026年２月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法

（１）有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

（２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年２月４日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	6,067,060,080円
同中間計算期間中の追加設定元本額	2,596,901,883円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,133,490,294円
同中間計算期間末日の元本額※	7,530,471,669円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ＪＤＦインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	128,822,973円
iシェアーズ　先進国株式インデックス・ファンド	984,216,334円
ブラックロック世界分散投資ファンド	116,190,706円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,103,641,864円
ブラックロックLifePathファンド2055	179,281,666円
ブラックロックLifePathファンド2045	160,482,143円
ブラックロックLifePathファンド2035	187,590,154円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,912,274,498円
ブラックロックLifePathファンド2030	142,667,169円
ブラックロックLifePathファンド2040	175,795,115円
ブラックロックLifePathファンド2050	135,251,511円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	1,814,871,995円
ブラックロックLifePathファンド2025	29,943,714円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	284,459,209円
ブラックロックLifePathファンド2060	81,695,582円
ブラックロックLifePathファンド2065	91,742,501円
ブラックロックLifePathファンド2070	1,544,535円
合計	7,530,471,669円

2　有価証券関係
該当事項はありません。

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2026年２月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	74,571,969
投資証券	4,419,026,200
派生商品評価勘定	143,440
未収配当金	54,029,713
前払金	1,613,713
差入委託証拠金	5,050,928
流動資産合計	4,554,435,963
資産合計	4,554,435,963
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,046,753
未払解約金	644,911
流動負債合計	1,691,664
負債合計	1,691,664
純資産の部	
元本等	
元本	2,083,458,549
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,469,285,750
元本等合計	4,552,744,299
純資産合計	4,552,744,299
負債純資産合計	4,554,435,963

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月３日から翌年11月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2026年２月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	2,083,458,549口
２　１口当たり純資産額	2.1852円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の時価等に関する事項

（2026年２月４日現在）

1　貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2　時価の算定方法

（１）有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

（２）デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。

（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4　金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅱ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年２月４日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	1,907,945,094円
同中間計算期間中の追加設定元本額	470,386,348円
同中間計算期間中の一部解約元本額	294,872,893円
同中間計算期間末日の元本額※	2,083,458,549円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内リートインデックス・ファンド	546,915,057円
国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	45,906,306円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,375,200,360円
ブラックロックLifePathファンド2055	5,759,005円
ブラックロックLifePathファンド2045	12,134,764円
ブラックロックLifePathファンド2035	29,439,025円
ブラックロックLifePathファンド2030	32,053,333円
ブラックロックLifePathファンド2040	18,902,090円
ブラックロックLifePathファンド2050	8,201,329円
ブラックロックLifePathファンド2025	5,109,706円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,974,561円
ブラックロックLifePathファンド2065	1,825,865円
ブラックロックLifePathファンド2070	37,148円
合計	2,083,458,549円

2　有価証券関係

該当事項はありません。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	（2026年２月４日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち１年超 （円）		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	120,533,713	－	119,670,000	△863,713
合計		120,533,713	－	119,670,000	△863,713

（注１）　時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

１　不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2026年１月末現在）

「ブラックロック世界分散投資ファンド」

Ⅰ　資産総額	13,969,420,865円
Ⅱ　負債総額	84,696,667円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,884,724,198円
Ⅳ　発行済数量	7,837,651,823口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7715円

（参考情報）

「国内債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	48,858,218,773円
Ⅱ　負債総額	213,183,338円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	48,645,035,435円
Ⅳ　発行済数量	51,002,992,582口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9538円

「国内株式インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	27,145,919,890円
Ⅱ　負債総額	58,066,542円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,087,853,348円
Ⅳ　発行済数量	5,734,267,270口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.7239円

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	45,197,865,920円
Ⅱ　負債総額	2,418,644円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	45,195,447,276円
Ⅳ　発行済数量	7,512,319,907口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	6.0162円

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	4,483,628,534円
Ⅱ　負債総額	4,683,405円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	4,478,945,129円
Ⅳ　発行済数量	2,079,540,311口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.1538円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３　投資者に対する特典

該当事項はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

５　受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６　受益権の譲渡

①　投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

①資本金　　3,120百万円

②発行する株式の総数　　36,000株

③発行済株式の総数　　15,000株

④直近５ヵ年における主な資本金の額の増減　　該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

②運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年１月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	199	14,972,543
単位型株式投資信託	37	204,234
合計	236	15,176,777

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2025年1月1日　至2025年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,849	17,307
立替金		40	40
前払費用		163	197
未収入金	※２	0	-
未収委託者報酬		2,623	3,298
未収運用受託報酬		3,431	3,776
未収収益	※２	1,933	5,942
為替予約		-	0
その他流動資産		-	-
流動資産計		27,042	30,563
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	408	341
器具備品	※１	334	260
有形固定資産計		742	601
無形固定資産			
ソフトウエア		7	113
無形固定資産計		7	113
投資その他の資産			
投資有価証券		32	31
長期差入保証金		820	824
前払年金費用		1,241	1,311
長期前払費用		3	18
繰延税金資産		955	1,002
投資その他の資産計		3,054	3,188
固定資産計		3,805	3,904
資産合計		30,847	34,467

(単位：百万円)

		第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		85	149
未払金	※2		
未払収益分配金		5	6
未払償還金		70	70
未払手数料		530	802
その他未払金		62	74
未払費用	※2	1,243	1,421
未払消費税等		424	335
未払法人税等		2,223	2,679
為替予約		3	3
前受金		162	114
賞与引当金		2,330	2,637
役員賞与引当金		147	362
早期退職慰労引当金		129	62
流動負債計		7,420	8,721
固定負債			
退職給付引当金		103	107
資産除去債務		964	966
固定負債計		1,068	1,073
負債合計		8,488	9,795
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,054	14,368
利益剰余金合計		12,391	14,704
株主資本合計		22,359	24,672
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△0	0
評価・換算差額等合計		△0	0
純資産合計		22,359	24,672
負債・純資産合計		30,847	34,467

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第38期 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）	第39期 （自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	※１	10,459	11,226
その他営業収益	※１	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	※１	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	※１	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

(単位：百万円)

	第38期 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)	第39期 (自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	△223	△46
当期純利益	6,822	8,913

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期　(自　2024年1月1日　至　2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

第39期　(自　2025年1月1日　至　2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359
当期変動額											
剰余金の配当						△ 6,600	△ 6,600	△ 6,600			△6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913			8,913
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313	0	0	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672	0	0	24,672

注　記　事　項

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6.　収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852　百万円	2,926　百万円
器具備品	1,455　百万円	1,449　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債
各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189　百万円	247　百万円
その他未払金	54　百万円	53　百万円
未払費用	27　百万円	60　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500　百万円	3,500　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	3,500　百万円	3,500　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との営業収益及び営業費用
各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)	当事業年度 (自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日)
運用受託報酬	284　百万円	265　百万円
その他営業収益	6,381　百万円	6,500　百万円
委託調査費	1,222　百万円	1,441　百万円
事務委託費	2,430　百万円	2,543　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　(自　2024年1月1日　至　2024年12月31日)

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	―	―	15,000

2.　自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	－	－	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月26日株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度（自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）	当事業年度（自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
１年以内	737　百万円	737　百万円
１年超	676　百万円	-　百万円
合計	1,413　百万円	737　百万円

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

当事業年度　（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	787	△37

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（2024年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	18,849	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	2,623	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	3,431	－	－	－
(4)　未収収益	1,933	－	－	－
合計	26,837	－	－	－

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	17,307	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	3,298	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	3,776	－	－	－
(4)　未収収益	5,942	－	－	－
合計	30,325	－	－	－

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

当事業年度　（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	787	-	787

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）
前事業年度　(自　2024年1月1日　至　2024年12月31日)
1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年12月31日）
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
退職給付債務の期首残高	2,901
勤務費用	399
利息費用	50
数理計算上の差異の発生額	△87
退職給付の支払額	△406
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,857

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
年金資産の期首残高	3,661
期待運用収益	128
数理計算上の差異の発生額	24
事業主からの拠出額	453
退職給付の支払額	△406
年金資産の期末残高	3,860

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （2025年12月31日）
積立型制度の退職給付債務	2,750
年金資産	△3,860
	△1,110
非積立型制度の退職給付債務	107
未積立退職給付債務	△1,003
未認識数理計算上の差異	△218
未認識過去勤務費用	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204
退職給付引当金	107
前払年金費用	△1,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
勤務費用	399
利息費用	50
期待運用収益	△128
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	387
特別退職金	160
合計	548

（注）特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 （2025年12月31日）
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 （自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
割引率	3.1%
長期期待運用収益率	3.8%

3．　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	286	252
賞与引当金	713	807
資産除去債務	295	304
未払事業税	122	145
早期退職慰労引当金	39	19
退職給付引当金	31	33
その他	0	-
繰延税金資産合計	1,489	1,563
繰延税金負債		
前払年金費用	△380	△412
資産除去債務に対応する除去費用	△35	△27
その他	△117	△120
繰延税金負債合計	△533	△560
繰延税金資産の純額	955	1,002

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	955	1,002

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6　%	30.6　%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.3
その他	0.1	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0　%	32.0　%

3.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	963	964
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
期末残高	964	966

（収益認識関係）

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）	当事業年度 （自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
委託者報酬	8,337　百万円	9,652　百万円
運用受託報酬	10,000　百万円	10,475　百万円
成功報酬　（注）	458　百万円	750　百万円
その他営業収益	19,213　百万円	23,370　百万円
合計	38,009　百万円	44,248　百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	9,652	11,226	23,370	44,248

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
20,593	19,301	4,354	44,248

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,765	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	10,527	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	265	未収収益	247
							受入手数料	6,500		
							委託調査費	1,441	未払費用	60
							事務委託費	2,543		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

当事業年度　（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	10,527	未収収益	4,864
							委託調査費	13		
							事務委託費	33		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エスエー	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	500千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,344	未収収益	480

（注）　1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー（非上場）
ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
ブラックロック・ホールドコ・２・インク（非上場）
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　2024年　1月　1日 至　2024年12月31日）	当事業年度 （自　2025年　1月　1日 至　2025年12月31日）
１株当たり純資産額	1,490,611　円　39　銭	1,644,860　円　81　銭
１株当たり当期純利益金額	454,844　円　60　銭	594,210　円　44　銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年　1月　1日 至　2024年12月31日）	当事業年度 （自　2025年　1月　1日 至　2025年12月31日）
当期純利益　（百万円）	6,822	8,913
普通株主に帰属しない金額　（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	6,822	8,913
普通株式の期中平均株式数　（株）	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

５【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　：みずほ信託銀行株式会社
・資本金の額　：247,369百万円（2025年３月末現在）
・事業の内容　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　：株式会社日本カストディ銀行
・資本金の額　：51,000百万円（2025年３月末現在）
・業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円）（2025年３月末現在）	事業の内容
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	72,216	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	
立花証券株式会社	6,695	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱ＵＦＪ　ｅスマート証券株式会社	7,196	
ｍｏｏｍｏｏ証券株式会社	5,869	
楽天証券株式会社	19,495	

(3) 投資顧問会社

・名称　　　：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．

・資本金の額　：1,500,000米ドル（円貨換算＊　約235百万円、2025年12月末現在）

＊　米ドルの円貨換算は、2025年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝156.56円）によります。

・事業の内容　：投資運用業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．の最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【その他】

１　交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

①　委託会社名

②　金融商品取引業者登録番号

③　設立年月日

④　資本金

⑤　当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

⑥　「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

①　委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

②　請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第４条第１項又は第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

①　商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

②　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

③　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

④　「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

２　交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

３　目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

４　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　若　林　亜　希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック世界分散投資ファンドの2024年8月3日から2025年8月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック世界分散投資ファンドの2025年8月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　鶴田　光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　奈良 将太朗

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック世界分散投資ファンドの2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック世界分散投資ファンドの2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。